

議会受付番号	鎌議第 1250 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

納税課（再任用職員）による大量のデータ改竄被害の現状と今後

2 質問の要旨

- 1 何故、納税課（再任用職員）、鎌倉市職員労働組合副委員長である小原芳則は、数回に亘り、常習的にデータを改竄するよう若手職員に指示をしたのか。その理由について、小原氏は何と言っているか。
- 2 本件に係るデータ改竄の実行者は全て同一人物によるものか。小原氏自らが行ったケース、その他の第三の職員が実行したケースはないか。
- 3 データの改竄という行為を実行者自身は何故行ったと証言をしているのか。誰かの指示か。何という指示があったのか。実行者が複数いる場合は其々の証言を明らかにせよ。
- 4 データを改竄したそのログデータ、使われたIDなど、データ改竄に係る疎明資料の保全是万全か。万が一の事故、デリートに備え、きちんと保管して頂きたいが、如何か。

3 答弁

- 1 平成27年9月14日付けで行った懲戒処分における被処分者は、始業時間と齟齬があってはいけないという考えから、出退勤管理等を行う庶務事務システムの庶務担当者に対して、出勤時刻の変更を依頼していたものです。
- 2 当該被処分者には変更の権限がないことから、すべて庶務担当者に変更を依頼していました。なお、庶務担当者は年度で交替していることから、すべて同一の職員ではありません。
- 3 庶務担当者は、当該被処分者からの依頼により変更をしていたものです。同じ職場の職員からも打刻忘れや出張で未帰庁とした場合の時刻について入力依頼を受けていたので、同じような感覚で変更を行っていたものです。
- 4 データの変更前と変更後の記録は残っています。なお、庶務事務システムの仕様上、変更で使用されたIDについては直近の履歴のみ残るようになっています。